

地方独立行政法人広島市立病院機構職員倫理規程

平成26年4月1日

規程第23号

(目的)

第1条 この規程は、地方独立行政法人広島市立病院機構就業規則（平成26年地方独立行政法人広島市立病院機構規程第16号）第33条の規定に基づき、地方独立行政法人広島市立病院機構（以下「法人」という。）に勤務する職員の職務に係る倫理の保持に資するため必要な措置を講ずることにより、職務の執行の公正さに対する市民の疑惑又は不信を招くような行為の防止を図り、もって法人の業務に対する市民の信頼を確保するため、職員の倫理に関し必要な事項を定めるものとする。

(倫理行動基準)

第2条 職員は、法人の職員としての誇りを持ち、かつ、その目的を自覚し、次に掲げる事項をその職務に係る倫理の保持を図るために遵守すべき基準として、行動しなければならない。

- (1) 職員は、職務上知り得た情報について一部の者に対してのみ有利な取扱いをする等不当な差別的取扱いをしてはならず、常に公正な職務の執行に当たらなければならないこと。
- (2) 職員は、常に公私の別を明らかにし、いやしくもその職務や地位を自らや自らの属する組織のための私的利益のために用いてはならないこと。
- (3) 職員は、法令や法人の規程により与えられた権限の行使に当たっては、当該権限の行使の対象となる者から、金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は供応接待（以下「贈与等」という。）を受けること等の市民の疑惑や不信を招くような行為をしてはならないこと。
- (4) 職員は、職務の遂行に当たっては、公共の利益の増進を目指し、全力を挙げてこれに取り組まなければならないこと。
- (5) 職員は、勤務時間外においても、自らの行動が法人の信用に影響を与えることを常に意識して行動しなければならないこと。

(利害関係者)

第3条 この規程において「利害関係者」とは、職員の職務の性質上、その職務権限と特別な利害関係のある者をいう。ただし、職員の職務との利害関係が潜在的なものにとどまる者又は職員の裁量の余地が少ない職務に関する者として理事

長が定めるものを除く。

- 2 職員に異動があった場合において、当該異動前の職に係る当該職員の利害関係者であった者が、異動後引き続き当該職に係る他の職員の利害関係者であるときは、当該利害関係者であった者は、当該異動の日から起算して3年間（当該期間内に、当該利害関係者であった者が当該職に係る他の職員の利害関係者でなくなったときは、その日までの間）は、当該異動があった職員の利害関係者であるものとみなす。
- 3 他の職員の利害関係者が、職員をしてその職に基づく影響力を当該他の職員に行使させることにより自己の利益を図るためその職員と接触していることが明らかかな場合においては、当該他の職員の利害関係者は、その職員の利害関係者でもあるものとみなす。

（禁止行為）

第4条 職員は、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 利害関係者から金銭、物品又は不動産の贈与（せん別、祝儀、香典又は供花その他これらに類するものとしてされるものを含む。）を受けること。
 - (2) 利害関係者から金銭の貸付け（業として行われる金銭の貸付けにあつては、無利子のもの又は利子の利率が著しく低いものに限る。）を受けること。
 - (3) 利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で物品又は不動産の貸付けを受けること。
 - (4) 利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で役務の提供を受けること。
 - (5) 利害関係者から公開株式（金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条第16項に規定する金融商品取引所に上場されておらず、かつ、同法第67条の11第1項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されていない株式をいう。）を譲り受けること。
 - (6) 利害関係者から供応接待を受けること。
 - (7) 利害関係者と共に飲食をすること。
 - (8) 利害関係者と共に遊技又はゴルフをすること。
 - (9) 利害関係者と共に旅行（業務のための旅行を除く。）をすること。
 - (10) 利害関係者をして、第三者に対し前各号に掲げる行為をさせること。
- 2 前項の規定にかかわらず、職員は、次に掲げる行為を行うことができる。
- (1) 利害関係者から宣伝用物品又は記念品であつて広く一般に配布するためのものの贈与を受けること。
 - (2) 多数の者が出席するパーティー等（飲食物が提供される会合で、立食形式そ

- 3 職員は、同じ部局若しくは機関で勤務した関係又は法人が行った研修若しくは法人から派遣されて参加した研修を同時に受けた関係がある者であって、利害関係者に該当するものと共にする飲食については、利害関係者以外の者を含む多数の者が出席する場合であって自己の飲食に要する費用を負担するときに限り、前条第1項の規定にかかわらず、これを行うことができる。

(利害関係者以外の者等との間における禁止行為)

第6条 職員は、利害関係者に該当しない事業者等であっても、その者から供応接待を繰り返し受ける等社会通念上相当と認められる程度を超えて供応接待又は財産上の利益の供与を受けてはならない。

- 2 職員は、自己が行った物品若しくは不動産の購入若しくは借受け又は役務の受領の対価を、その者が利害関係者であるかどうかにかかわらず、それらの行為が行われた場に居合わせなかった事業者等にその者の負担として支払わせてはならない。

(講演等に関する規制)

第7条 職員は、利害関係者からの依頼に応じて報酬を受けて、講演、討論、講習若しくは研修における指導若しくは知識の教授、著述、監修、編さん又はラジオ放送若しくはテレビジョン放送の放送番組への出演（兼業許可を得てするものを除く。以下「講演等」という。）をしようとする場合は、あらかじめ理事長の承認を得なければならない。

- 2 倫理監督職員は、利害関係者から受ける前項の報酬に関し、職員の職務の種類又は内容に応じて、職員に参考となるべき基準を定めるものとする。

(倫理監督職員への相談)

第8条 職員は、自らが行う行為の相手方が利害関係者に該当するかどうかを判断することができない場合又は利害関係者との間で行う行為が第4条第1項各号に掲げる行為に該当するかどうかを判断することができない場合には、倫理監督職員に相談するものとする。

(贈与等の報告)

第9条 次項で定める職員（以下「課長級以上職員」という。）は、事業者等から、贈与等を受けたとき又は事業者等と職員の職務との関係に基づいて提供する人的役務に対する報酬として第3項で定める報酬の支払を受けたとき（当該贈与等を受けた時又は当該報酬の支払を受けた時において課長級以上職員であった場

合に限り、かつ、当該贈与等により受けた利益又は当該支払を受けた報酬の価額が1件につき5,000円を超える場合に限る。)は、1月から3月まで、4月から6月まで、7月から9月まで及び10月から12月までの各区分による期間(以下「四半期」という。)ごとに、次に掲げる事項を記載した贈与等報告書を、当該四半期の翌四半期の初日から14日以内に、理事長に提出しなければならない。

- (1) 当該贈与等により受けた利益又は当該支払を受けた報酬の価額
- (2) 当該贈与等により利益を受け又は当該報酬の支払を受けた年月日及びその基
因となった事実
- (3) 当該贈与等をした事業者等又は当該報酬を支払った事業者等の名称及び住所
- (4) 前3号に掲げるもののほか第4項に定める事項

2 前項に定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 地方独立行政法人広島市立病院機構職員給与規程(平成26年地方独立行政
法人広島市立病院機構規程第29号。以下「給与規程」という。)別表1事務
職給料表の適用を受ける職員であって、職務の級が6級以上のもの
- (2) 給与規程別表2医療職給料表(1)の適用を受ける職員であって、職務の級が3
級以上のもの
- (3) 給与規程別表3医療職給料表(2)の適用を受ける職員であって、職務の級が6
級以上のもの
- (4) 給与規程別表4医療職給料表(3)の適用を受ける職員であって、職務の級が6
級以上のもの
- (5) その他理事長が定める職員

3 第1項で定める報酬は、次の各号のいずれかに該当する報酬とする。

- (1) 利害関係者に該当する事業者等から支払を受けた講演等の報酬
- (2) 利害関係者に該当しない事業者等から支払を受けた講演等の報酬のうち、職
員の現在又は過去の職務に係る事項に関する講演等であって職員が行う
ものであることを明らかにして行うものの報酬

4 第1項第4号で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 贈与等の内容又は報酬(第1項に規定する報酬をいう。以下同じ。)の内容
- (2) 贈与等をし、又は報酬の支払をした事業者等と当該贈与等又は当該報酬の支
払を受けた職員の職務との関係及び当該事業者等と当該職員が属する機関と
の関係
- (3) 第1項第1号の価額として推計した額を記載している場合にあつては、その
推計の根拠
- (4) 供応接待を受けた場合にあつては、当該供応接待を受けた場所の名称及び住

所並びに当該供応接待の場に居合わせた者の人数及び職業（多数の者が居合わせたパーティー等の場において受けた供応接待にあつては、当該供応接待の場に居合わせた者の概数）

- (5) 事業者等の利益のためにする行為を行う場合における役員、従業員、代理人その他の者（以下この号において「役員等」という。）が贈与等をした場合にあっては、当該役員等の役職又は地位及び氏名（当該役員等が複数であるときは、当該役員等を代表する者の役職又は地位及び氏名）
- 5 第1項の贈与等報告書（以下「贈与等報告書」という。）の様式は、別に定める。

（理事長の責務）

第10条 理事長は、この規程に定める事項の実施に関し、次に掲げる責務を有する。

- (1) 贈与等報告書の受理、審査及び保存のための体制の整備その他の職員の職務に係る倫理の保持のための体制の整備を行うこと。
- (2) 職員がこの規程に違反する行為を行った場合には、厳正に対処すること。
- (3) 職員がこの規程に違反する行為について倫理監督職員その他の適切な機関に通知をしたことを理由として、不利益な取扱いを受けないよう配慮すること。
- (4) 研修その他の施策により、職員の倫理感の醸成及び保持に努めること。

（倫理監督職員の責務等）

第11条 倫理監督職員は、この規程に定める事項の実施に関し、次に掲げる責務を有する。

- (1) 職員からの第5条第2項又は第8条の相談に応じ、必要な指導及び助言を行うこと。
 - (2) 職員が特定の者と市民の疑惑や不信を招くような関係を持つことがないかどうかの確認に努め、その結果に基づき、職員の職務に係る倫理の保持に関し、必要な指導及び助言を行うこと。
 - (3) 理事長を助け、職員の職務に係る倫理の保持のための体制の整備を行うこと。
 - (4) この規程に違反する行為があった場合にその旨を理事長に報告すること。
- 2 倫理監督職員は、その指定する職員に、この規程で定めるその職務の一部を行わせることができる。

（理事長による懲戒処分の概要の公表）

第12条 理事長は、職員がこの規程に違反する行為があり、当該行為に対し懲戒処分を行った場合において、職員の職務に係る倫理の保持を図るため特に必要が

あると認めるときは、当該懲戒処分の概要の公表をすることができる。

(委任)

第13条 この規程に定めるもののほか、職員の倫理に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この規程に定める倫理監督職員は、本部事務局長をもって充てる。